

令和2年6月26日

保護者の皆様

港区子ども家庭支援部

子ども家庭支援センター所長 安達 佳子

令和2年7月1日以降の一時預かり事業の運営について

日頃より区の子育て支援施策にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

区では、令和2年4月7日（火）に国の緊急事態宣言が行われたことを受け、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に向けて、令和2年6月30日（火）まで、一時預かり事業利用者の皆様に、可能な限り利用の自粛をお願いしてまいりました。

令和2年7月1日（水）から、一時預かり事業は、利用自粛への協力依頼を終了し、社会的距離を十分に確保するなど新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に取り組みながら、通常どおり運営を行います。なお、利用にあたっては、感染症予防の観点から、当面は区内在住者の利用を優先します。

3か月にわたり、保護者の皆様には、利用の自粛にご協力いただき誠にありがとうございました。

引き続き、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。